

社会福祉法人ひまわり保育園 役員報酬等規程

(目 的)

第1条 この規程は、社会福祉法人ひまわり保育園（以下「法人」という。）定款第15条の規程に基づき、役員に対する報酬及び費用の弁償（以下「報酬等」という。）について事項を定め、適正な事務運営を図ることを目的とする。

(支給の対象)

第2条 法人定款第8条に規定する評議員及び法人定款第21条に規定する理事及び監事（以下「役員等」という。）とする。ただし、法人が経営する施設の職員が理事に就任している場合は、当該理事は除く。

(支給金額等)

第3条 役員等に支給する報酬等は、次のとおりとする。

- (1) 費用の弁償は、評議員会出席1回につき、5000円を支給する。
- (2) 費用の弁償は、理事会出席1回につき、5000円を支給する。

附 則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

この規程は、平成29年4月1日から施行する。